

決 定 書

兵庫県弁護士会平成30年(懲)第2号懲戒審査事案

名古屋市 [REDACTED]

懲戒請求者 [REDACTED]

上記代理人弁護士 山 中 理 司

[REDACTED]
対象弁護士 [REDACTED]

(登録番号 [REDACTED])

上記代理人弁護士 [REDACTED] (主任)

同
同
同
同
同

上記の懲戒審査事案について、兵庫県弁護士会は次のとおり決定する。

主 文

対象弁護士 [REDACTED] を懲戒しない。

(理 由)

本件懲戒審査事案について、本会懲戒委員会が別紙のとおり議決したので、主文のとおり決定する。

2019年(平成31年)3月28日

兵 庫 県 弁 護 士 会

会 長

藤 接 伸 之

兵庫県弁護士会
平成30年(懲)第2号事案

議 決 書

名古屋市

徵戒請求者

上記代理人弁護士 山中理司

対象弁護士

(登録番号)

上記代理人弁護士 [REDACTED] (主任)

四

四

四

四

四

上記対象弁護士に対する懲戒請求事案につき審査した結果、次のとおり議決する。

主 文

対象弁護士を懲戒しない。

理由

第1 前提となる事実

(当事者間に争いがないか、もしくは容易に認定できる事実)

- 1 平成24年9月25日、懲戒請求者は、兵庫県[]に本店所在地を置く[]株式会社(以下[]と言う。)の債権者として、[]について神戸地方裁判所[]支部に破産の申立をした。

同事件は神戸地方裁判所（本庁）に回付された。

- 2 同年11月 [] 日、[] は神戸地方裁判所に自己破産の申立をし、同日、破産手続開始決定がされ（以下、この破産事件を「会社破産事件」と言う。）、対象弁護士が会社破産事件の破産管財人に選任された。
- 3 懲戒請求者が債権者として申し立てた[]に対する破産申立事件は、平成25年4月12日に却下決定がされた。
- 4 同年5月及び同年7月頃、対象弁護士は、会社破産事件における管財業務として破産財団に属する不動産の任意売却を行った。なお、対象弁護士は、これらの不動産の任意売却について、管財業務の終了までの間に消費税の確定申告をしなかった。
- 5 平成26年 [] 月 [] 日、[] の代表取締役であった[] が、神戸地方裁判所に自己破産の申立を行い、同年同月 [] 日に破産手続開始決定がされ（以下、この破産事件を「個人破産事件」と言う。）、対象弁護士が個人破産事件の破産管財人に選任された。
- 6 同年6月26日、懲戒請求者は、個人破産事件の債権者として、以下の各主張をした上で、破産者[]の免責に反対である旨の免責意見を裁判所に提出した。
- (1) [] は、[] による銀行借入金の一部を親族への偏頗弁済に流用した可能性が高い。
 - (2) [] は、[] の帳簿等を隠滅した。
 - (3) [] は、懲戒請求者から平成24年7月に100万円を借り入れたにもかかわらず、懲戒請求者を債権者名簿に記載しなかった。
 - (4) [] は、[] による銀行借入金の使途を十分に説明していない。
- 7 平成27年5月7日、対象弁護士は、個人破産事件の破産管財人として、破産者の免責に関する意見書を裁判所に提出した。なお、対象弁護士が裁判所に提出した「免責に関する意見書」は「免責不許可事由はない。」という簡単なものであった。
- この点に関し、懲戒請求者の代理人から対象弁護士に対し、同年8月5日付で提出した「質問予定事項記載書面」の中で、前記6（3）について対象弁護士が免責不許可事由に該当しないと考えた理由を質問した。これを受け、対象弁護士は、同年同月 [] 日の債権者集会において、事実経過を述べたうえで、懲戒請求者から [] に100万円の金銭を交付した事実は認められるが、その100万円が、懲戒請求者が [] に貸し付けたものなのか、マンション購入に際して [] の名義を借用したものか判然とせず、返還合意について明確に確認できないことから、懲戒請求者が債権者であるか判然としないので、懲戒請求者を債権者名簿に記載しなかったことが虚偽記載にはあたらないと判断した旨回答した。

8 同年同月同日、神戸地方裁判所は[]について免責許可決定をした。

懲戒請求者は、同免責許可決定の取消と、免責を不許可とすることの決定を求めて即時抗告をしたが、平成28年1月20日大阪高等裁判所において、抗告を棄却する旨の決定がされた。なお、同決定の中で、前記6（3）については、懲戒請求者から[]への100万円の金銭交付の事実は認められるとしても、その返還約束が明らかでなかったために、[]が懲戒請求者を債権者名簿に記載しなかったものと認められるとして、[]が虚偽の債権者名簿を提出したものとは認められない、と判断された。

9 平成27年5月[]日、神戸地方裁判所は、会社破産事件において、破産管財人の報酬を826万2000円と定めた。

懲戒請求者は同決定の取消を求めて即時抗告したが、同年7月7日、大阪高等裁判所は抗告を棄却する旨の決定をした。

10 同年5月[]日、神戸地方裁判所は、個人破産事件において、破産管財人の報酬を137万7000円と定めた。

懲戒請求者は同決定の取消を求めて即時抗告したが、同年7月7日、大阪高等裁判所は抗告を棄却する旨の決定をした。

11 同年5月[]日、会社破産事件について破産廃止決定がされ、これに対して懲戒請求者が即時抗告したが、同年7月7日大阪高等裁判所において抗告を棄却する旨の決定がされた。また、同年8月[]日、個人破産事件について破産廃止決定がされ、これに対して懲戒請求者が即時抗告したが、平成28年1月20日大阪高等裁判所において抗告を棄却する旨の決定がされた。

12 懲戒請求者は、平成28年1月28日付で[]及び国を被告として損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起した。

懲戒請求者は、同訴訟において、[]が平成24年7月に懲戒請求者からマンション購入のための資金として100万円の交付を受けたことについて、[]が懲戒請求者から100万円を詐取した旨主張し、また[]が同年同月以降に懲戒請求者を虚偽告訴した旨主張し、これらに基づく損害賠償を請求し、懲戒請求者の[]に対する請求権は、悪意の不法行為による損害賠償請求権であって、非免責債権である、等の主張をした。

13 対象弁護士は、平成28年3月9日付で上記訴訟における被告[]の訴訟代理人となり、同年同月18日付で移送申立を行った。

名古屋地方裁判所は、同年5月12日付で同事件を大阪地方裁判所に移送する旨決定した。

14 平成29年4月21日、上記事件について、大阪地方裁判所において懲戒請求者の請求を棄却する旨の判決が言い渡された。なお、同判決の中では、[]

〔〕が平成24年7月に懲戒請求者からマンション購入のための資金として100万円の交付を受けた際、懲戒請求者との間には返還合意があったと認定されている。

懲戒請求者は、同判決に対し、平成29年5月2日に大阪高等裁判所に控訴を提起したが、対象弁護士は控訴審においても被控訴人〔〕の訴訟代理人として訴訟活動を行った。

同年10月26日、大阪高等裁判所は控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、これに対して懲戒請求者は上告受理申立をしたが、平成30年4月10日上告不受理の決定がされた。

15 懲戒請求者は、平成30年4月20日付で、対象弁護士に対する懲戒請求書を兵庫県弁護士会に提出し、同弁護士会は同年同月23日にこれを受理し、同年同月27日同弁護士会綱紀委員会の調査が開始された。

16 なお、懲戒請求者は平成22年頃から〔〕の業務に関与していたところ、〔〕が懲戒請求者から暴行、強要を受けたとする被害届が平成24年8月20日付で兵庫県灘警察署に出されたのを受けて、同年同月21日に懲戒請求者が逮捕された。同被害届の被疑事実は、懲戒請求者が同年6月29日、静岡県のJR掛川駅構内のそば屋において、〔〕の頭髪を掴み、押さえつけるようにテーブルに10数回同人の額を叩きつけるなどの暴行を加え、土下座をさせたというものであった。懲戒請求者は、同年9月7日罰金20万円の略式命令を受け、これを不服として正式裁判を請求したが、神戸簡易裁判所は、平成25年7月10日罰金20万円の判決を言い渡した。

懲戒請求者はこれに対して控訴、上告を行ったが、いずれも棄却され、同判決は平成26年2月27日に確定している。

第2 懲戒請求事由の要旨

- 1 対象弁護士は、会社破産事件において破産管財人として破産財団に属する不動産の任意売却を行ったことについて、消費税の確定申告をしなかつたが、これは消費税法に違反する行為であり、弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。
- 2 対象弁護士は、個人破産事件において、破産管財人として、債権者である懲戒請求者の意見を全く無視して、免責不許可事由はない旨の意見書を提出したが、これは破産法第250条第1項（破産管財人の調査及び結果報告義務）等に違反する行為であり、弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。
- 3 対象弁護士は、〔〕の破産管財人をした後に、懲戒請求者が〔〕を被告として提起した損害賠償請求訴訟において〔〕の訴訟代理人に就任し、同人の訴訟代理人として活動した。対象弁護士は、懲戒請求者の免責意見を無視した免責

に関する意見書を提出した等の不正不備を隠匿する等の目的で [] の訴訟代理人に就任した可能性が高く、また、対象弁護士は、破産管財人でなければ知り得なかった事実を、[] のために利用する等の目的で [] の訴訟代理人に就任した可能性も高い。そのため、対象弁護士の [] 訴訟代理人としての訴訟活動は、破産管財人として中立、公正に職務を遂行していたことに重大な疑惑を感じさせるものであり、弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

第3 対象弁護士の弁明の要旨

1 懲戒請求事由1について

対象弁護士が行った破産財団に属する不動産の売却は平成25年7月以前であり、対象弁護士に対する懲戒請求までに既に3年の除斥期間が経過している。仮に除斥期間が経過していないとしても、消費税の申告をしなかつたことが弁護士としての品位を失うべき非行に該当しないことは明らかである。

2 懲戒請求事由2について

対象弁護士は、破産管財人として懲戒請求者の意見を十分吟味したうえで免責に関する意見を提出しており、同意見に問題がないことは、[] にかかる免責許可決定に対して懲戒請求者が申し立てた即時抗告について、大阪高等裁判所が抗告を棄却した理由中において、懲戒請求者の主張がすべて否定されていることからも明らかである。

3 懲戒請求事由3について

破産管財人であった弁護士が、破産手続終了後、破産者であった者の訴訟事件についてその者の代理人となることは、弁護士法や弁護士職務基本規程の中で明文の禁止規定はないし、類推は許されない。破産管財人は、法令により公務に従事する者には該当しないので、弁護士職務基本規程第27条第4号で禁止されている「公務員として職務上取り扱った事件」の職務を行ったことには該当しない。

対象弁護士には、懲戒請求者が主張するような目的で [] の訴訟代理人に就任した事実はなく、[] には新たに弁護士を依頼するような経済的な余裕もないこと、同人は、これまで [] の経営を懲戒請求者に支配され、懲戒請求者から暴行を受けるなどしており、懲戒請求者から提起された損害賠償請求訴訟においては、専門家による援助が必須であると考えて、同人の訴訟代理人に就任したものであり、弁護士としての品位を失う非行には該当しない。

第4 証拠

別紙証拠目録記載のとおりである。

第5 当委員会の判断

1 懲戒請求事由 1について

(1) 懲戒請求事由として主張されている行為が継続する行為であるときは、除斥期間の起算点である「懲戒の事由があったとき」とは継続行為が終了したときと解すべきである。

本件において、会社破産事件は平成27年5月■日に異時廃止決定がされ、即時抗告に対する棄却決定が同年7月7日にされており、対象弁護士が破産管財人として消費税の申告をしないという継続した不作為が終了したのは、抗告棄却決定がなされた時点である。したがって、同時点から本件の懲戒請求を受けて当弁護士会綱紀委員会の調査が開始された時点（平成30年4月27日）までは3年を経過していないので、除斥期間は未だ経過していない。

(2) 破産管財人は、裁判所が選任・監督するものであり、破産管財人の業務の相当性、正当性は、裁判所の判断事項である。

一般的には、破産管財人には消費税の申告義務があると考えられるが、具体的な破産管財業務の中で、消費税の申告を行うかどうかは、破産管財人の判断事項であり、破産裁判所がその判断を監督すべき事項である。

対象弁護士の聴取によれば、少しでも多く破産財団に組み入れるために注力したが、土地と建物の価格をどのように割り付けるかという問題もあり、消費税の申告についてはあまり意識していなかった、とのことであり、債権者集会において懲戒請求者代理人から税務申告についての質問はあったが、破産手続開始前のことについてであった。また、本件において裁判所が対象弁護士による消費税の申告の有無を問題にして対象弁護士に指示・指導をした事実は特に認められなかった。

したがって、対象弁護士の判断が正しかったかどうかはともかくとして、消費税の申告をしなかったこと自体は、破産管財人としての業務判断の問題であり、破産財団に対する損害賠償義務を生じる余地があるかどうかは別として、弁護士の品位を失うべき非行に該当するか否かという問題には該当しないと言うべきである。

2 懲戒請求事由 2について

破産者について、免責許可の決定をするか、不許可の決定をするかは、裁判所の判断事項であり、破産管財人はその決定にあたって考慮すべき事情について調査を行い、報告をする立場にある（破産法第250条）。その際に、破産管財人がどのような調査を行い、どのような報告をするかは、業務上の判断であり、基本的には、弁護士の品位を失うべき非行に該当するか否かという問題には該当しない。

なお、対象弁護士の「免責に関する意見書」は「免責不許可事由はない。」という簡単なものであり、懲戒請求者が何点かにわたって免責不許可事由を指摘した「免責意見」を提出したものと踏まえて具体的に検討した内容とはなっていない。しかし、破産裁判所・抗告裁判所ともに、結論的に免責不許可事由はないとして判断しており、対象弁護士の意見と同じ判断結果となっている。

この点に関し、本件の破産者である[REDACTED]は、平成24年7月に懲戒請求者からマンション購入を指示されてその資金として100万円を渡されたことについて、借入金として債権者一覧表に記載することをしていなかったのであるが、前記認定のとおり、対象弁護士が破産者の委任を受けて追行した訴訟の第一審判決の中で、裁判所は破産者と懲戒請求者との間に返還合意があったと認定していることから、破産者がこの100万円について債権者一覧表に記載しなかったことは、結果的には問題がなかったとは言えない。ただし、前述したとおり、対象弁護士は、100万円の金銭交付はあるが返還合意の存在に疑問があり、借入金と言えるかどうか疑問があると考えて、破産者が虚偽の債権者名簿を提出したとまでは言えないと考えて、免責不許可事由はないとの意見を出したものであり、債権者集会においてもその旨説明している。そして、抗告裁判所も対象弁護士と同様の判断をして、免責不許可事由にあたらないと判断している。

したがって、対象弁護士の「免責に関する意見書」は、内容的にも不当な意見の提出にはあたらないし、必要な調査を怠ったとは言えないので、この点でも、弁護士の品位を失うべき非行に該当する余地はない。

3 懲戒請求事由3について

弁護士が破産管財人に選任され、破産管財人として業務を行い終わった後に、元破産者から事件を受任し、代理人として業務を行うことが禁止されるかどうかについて、弁護士法、弁護士職務基本規程等に明文の規定はない。

ただし、破産管財人であった弁護士が、破産手続終了後、破産管財人として職務上取り扱った事件を受任した場合においては、破産管財人としての職務の公正さが問題となる余地が大きいと思われるところ、対象弁護士が受任した本件訴訟は、懲戒請求者から破産者への金員の交付について、個人破産事件において破産者が債権者一覧表に記載しなかったことが免責不許可事由にあたるとして懲戒請求者が意見を述べていたうえで、金員を詐取されたという法律構成のもとに非免責債権として損害賠償請求したという内容を含んでいるので、この場合に該当する。

そこで、以下ではこの前提で検討する。

(1) 弁護士職務基本規程第27条第1号では、弁護士は、相手方の協議を受けて

賛助し、又はその依頼を承諾した事件についての職務を行ってはならないとされ、同規程第28条第3号では、弁護士は、依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件についての職務を行ってはならないとされているところ、破産管財人は、総破産債権者の利益のために職務を行うという性質を有するものの、裁判所から選任されて破産財団の管理を行う機関であって、特定の者から「依頼」を受けて職務を行う者ではないので、これらの規程に抵触する余地はない。

(2) 弁護士職務基本規程第27条第4号によれば、弁護士は「公務員として職務上取り扱った事件」の職務を行ってはならないと規定されている。その趣旨は、公務員として知った情報を利用して事件処理を行うことができる立場に身を置くことが、弁護士の品位、信用を害することとなるからである。

そして、その趣旨からして、ここに言う「公務」とは、公務員としての職務のみならず、「法令により公務に従事する者」一般を含むと解されている（解説弁護士職務基本規程第3版85頁）。

そこで、破産管財人は「法令により公務に従事する者」に該当するかどうかが問題となるところ、「公務」とは、成年後見人、相続財産管理人、国選弁護人等のような弁護士職務基本規程第80条及び第81条所定の「法令により官公署から委嘱された事項」を広く含むものではなく、官公署が取り扱う事務そのものを分掌する場合、すなわち、例えば弁護士が任期付公務員や非常勤裁判官に任命されて職務を行ったような場合を意味すると解するべきである。「公務員」との文言は、そのことを念頭に置いていると言わざるを得ないし、また破産法には破産管財人を公務員とみなす旨の規定も存在しないからである。

したがって、破産管財人は、破産法に基づき裁判所によって選任され、裁判所の監督の下で職務を行い、贈収賄の罰則があるなど、職務の公正さが求められるものではあるものの、「法令により公務に従事する者」に該当するとは言えない。

(3) 弁護士職務基本規程第27条第5号によれば、弁護士は「仲裁、調停、和解斡旋その他の裁判外紛争解決手続機関の手続実施者として取り扱った事件」の職務を行ってはならないと規定されている。

同規程は、弁護士法第25条第5号が「仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件」と規定していたものを、仲裁法の制定（平成15年）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年）の制定に伴い、「仲裁、調停、和解斡旋その他の裁判外紛争解決手続機関の手続実施者として取り扱った事件」と適用範囲を整理拡大して制定されたものであり、「裁判外紛争解決手続機関の手続実施者」との明確な文言として規定されている。

破産管財人は、中立・公正が求められる立場である点は明らかであるが、裁

判所から選任されて破産財団の管理を行う機関であって、「裁判外紛争解決手続機関の手続実施者」には該当しないし、これに準ずると言うこともできない。なお、懲戒という重大な不利益を課すための事由として職務禁止規範が規定されていることに照らせば、禁止規範を類推することは原則として許されないと言うべきである。

(4) 弁護士職務基本規程第5条では、「弁護士は、・・信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」とされている。同規程は、弁護士が守るべき一般的な訓示規定であって、具体的規範ではないと解されているが、職務遂行上軽視してよいわけではない。

前述したように、破産管財人は同規程第27条第4号の「公務員」や同条第5号の「裁判外紛争解決手続機関の手続実施者」には該当しないが、中立・公正な第三者的職務を行うことが求められていることは否定できない。したがって、かような職務を終了した後に、破産管財人として取り扱った事項に関して、破産者という特定の当事者の依頼を受けて、破産債権者という他方当事者と相対立する職務を行うことは、破産管財人の立場で職務上知り得た事実や証拠を利用して特定の当事者のために行動する結果となり、破産管財人として行った職務の中立・公正さに疑問を生じかねない行為である。

したがって、対象弁護士が破産者から前記事件の訴訟代理人を引き受けたのは、安易な受任であったと言わざるを得ない。

ただし、前述したように、弁護士職務基本規程第5条は弁護士が守るべき一般的な訓示規定にとどまっており、対象弁護士の本件行為が同規程上の具体的禁止規範に反する行為にあたるとは言えないこと、対象弁護士の聴取を含む本件の証拠によれば、対象弁護士が破産者から訴訟代理人を引き受けたのは、懲戒請求者による破産者への追及についての相談を受け、破産者が経済的余裕を有しなかった状態を前にして、他の弁護士を紹介するのではなく自らが受任する途を選択したという動機によるものであった事実が認められ、その動機に特に悪意は見受けられないと評価できることを勘案すれば、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行にあたるとまでは言えない。

第6 結論

以上のとおり、対象弁護士の懲戒請求事由1及び2の行為については、そもそも弁護士としての品位を失うべき非行にあたる余地はなく、また懲戒請求事由3の行為については、弁護士職務基本規程第5条の理念に沿わない面があるものの、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行にあたるとまでは言えないと判断し、対象弁護士を懲戒しないとするのが相当

である。

よって、主文のとおり議決する。

2019年（平成31年）3月18日

兵庫県弁護士会懲戒委員会

委員長



委 員



同



同



同



同



同



証拠目録

1 懲戒請求者

- 甲第1号証の1 雇用契約書
 甲第1号証の2 契約書
 甲第2号証 [REDACTED] 氏宛手紙
 甲第3号証 労働契約書
 甲第4号証 被害届
 甲第5号証 逮捕状（通常逮捕）
 甲第6号証 勾留状
 甲第7号証の1 接見等禁止決定
 甲第7号証の2 接見等禁止一部解除申請書
 甲第8号証 押収品目録交付書
 甲第9号証 略式命令（神戸簡裁平成24年（い）第908号）
 甲第10号証の1 顧客、来場情報
 甲第10号証の2 メンバー表
 甲第10号証の3 メンバー表
 甲第10号証の4 メンバー表
 甲第11号証 平成24年7月3日以後の経緯に関する報告書（神戸地
 裁平成24（フ）第[REDACTED]号）
 甲第12号証 警察法79条に基づく苦情申出書
 甲第13号証 回答書
 甲第14号証の1 平成23年分所得税の確定申告書（[REDACTED]氏）
 甲第14号証の2 同上（[REDACTED]氏）
 甲第15号証 弁論要旨（神戸簡裁平成24年（ろ）第[REDACTED]号）
 甲第16号証 判決謄本（同上）
 甲第17号証 控訴趣意書（大阪高裁平成25年（う）第[REDACTED]号）
 甲第18号証の1 事実取調べの請求書（1）（同上）
 甲第18号証の2 事実取調べの請求書（2）（同上）
 甲第19号証 第1回公判調書（同上）
 甲第20号証 判決謄本（同上）
 甲第21号証 上告趣意書（最高裁平成25年（あ）第[REDACTED]号）
 甲第22号証 決定（同上）
 甲第23号証 証人尋問調書（[REDACTED]氏）

- 甲第 24 号証の 1 [REDACTED] 弁護士経歴
- 甲第 24 号証の 2 名古屋弁護士会会報 [REDACTED] 檢事へのインタビュー
記事)
- 甲第 25 号証の 1 前田恒彦元特捜部主任検事による Facebook 投稿記事
- 甲第 25 号証の 2 懲戒処分の公告
- 甲第 26 号証 前田恒彦元特捜部主任検事による Facebook 投稿記事
- 甲第 27 号証の 1 決定謄本（大阪高裁平成 25 年（く）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 27 号証の 2 決定謄本（大阪高裁平成 25 年（く）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 27 号証の 3 決定謄本（大阪高裁平成 25 年（く）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 27 号証の 4 決定謄本（大阪高裁平成 26 年（く）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 28 号証の 1 破産事件記録（神戸地裁 [REDACTED] 支部平成 24 年（フ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 28 号証の 2 事件の回付について（同上）
- 甲第 29 号証の 1 破産事件記録（神戸地裁平成 24 年（フ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 29 号証の 2 決定謄本（同上）
- 甲第 30 号証の 1 破産事件記録（神戸地裁平成 24 年（フ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 30 号証の 2 破産手続開始決定（同上）
- 甲第 30 号証の 3 [REDACTED] 氏宛メール
- 甲第 31 号証 神戸弁護士会会報
- 甲第 32 号証 代理権消滅通知書（神戸地裁平成 24 年（フ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 33 号証 報告書（申立人 [REDACTED])
- 甲第 34 号証 破産手続開始決定（神戸地裁平成 26 年（フ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 35 号証 FAX 送り状（記録外）債権者代理人
- 甲第 36 号証 免責意見（別紙 1 ないし 7 を含む）
- 甲第 37 号証 業務要点報告書（第 1 回）
- 甲第 38 号証の 1 業務要点報告書（第 2 回）
- 甲第 38 号証の 2 [REDACTED] 弁護士・[REDACTED] 弁護士宛メール
- 甲第 39 号証の 1 業務要点報告書（第 3 回）
- 甲第 39 号証の 2 [REDACTED] 弁護士・[REDACTED] 弁護士宛メール
- 甲第 40 号証 免責に関する意見書
- 甲第 41 号証 決定正本（大阪高裁平成 27 年（ラ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 42 号証 決定正本（大阪高裁平成 27 年（ラ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 43 号証の 1 司法行政文書不開示通知書

- 甲第 43 号証の 2 同上
- 甲第 43 号証の 3 同上
- 甲第 44 号証の 1 行政文書不開示決定通知書
- 甲第 44 号証の 2 同上
- 甲第 44 号証の 3 同上
- 甲第 45 号証 決定正本（大阪高裁平成 27 年（ウ）第 [] 号）
- 甲第 46 号証 決定正本（大阪高裁平成 27 年（ウ）第 [] 号）
- 甲第 47 号証 任務終了の計算報告書
- 甲第 48 号証の 1 債権者集会期日調書
- 甲第 48 号証の 2 [] 弁護士・[] 弁護士宛メール
- 甲第 49 号証 免責許可決定（神戸地裁平成 26 年（フ）第 [] 号）
- 甲第 50 号証 司法行政文書不開示通知書
- 甲第 51 号証 決定正本（大阪高裁平成 27 年（ラ）第 [] 号）
- 甲第 52 号証 免責許可決定確定証明書（同上）
- 甲第 53 号証 領収証
- 甲第 54 号証 適切な相談業務の推進について
- 甲第 55 号証 解説弁護士職務基本規程第 2 版（抄本）
- 甲第 56 号証 決定正本（大阪高裁平成 27 年（ラ）第 [] 号）
- 甲第 57 号証 平成 25 年弁護士懲戒事件議決例集（第 16 集）
- 甲第 58 号証 [] 氏宛書面
- 甲第 59 号証の 1 一般社団法人 [] 趣意
- 甲第 59 号証の 2 一般社団法人 [] 設立
準備会
- 甲第 59 号証の 3 24 日 総会参加者名簿
- 甲第 59 号証の 4 設立時理事名簿
- 甲第 59 号証の 5 事務局員名簿
- 甲第 59 号証の 6 組織図
- 甲第 60 号証 連絡書
- 甲第 61 号証の 1 告訴状
- 甲第 61 号証の 2 預かり書面
- 甲第 62 号証 [] 参議院議員誕生日パーティー招待状
- 甲第 63 号証 預金通帳
- 甲第 64 号証 [] 氏宛書面
- 甲第 65 号証の 1 反論書（1）
- 甲第 65 号証の 2 申立債権者の意見書（2）

- 甲第 66 号証 審尋期日調書（神戸地裁平成 24 年（フ）第 [] 号）
- 甲第 67 号証 被告人供述調書
- 甲第 68 号証 報告書（神戸地裁平成 24 年（フ）第 [] 号）
- 甲第 69 号証の 1 送付書
- 甲第 69 号証の 2 [] 交渉履歴一覧
- 甲第 70 号証 尼崎市における被害者多数の殺人・死体遺棄事件に関する相談等への対応状況の調査結果等について
- 甲第 71 号証 破産事件記録（神戸地裁平成 26 年（フ）第 [] 号）
- 甲第 72 号証の 1 裁判官会議（第 12 回）議事録
- 甲第 72 号証の 2 裁判所法第 82 条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申し立てられた不服処理についての議決事項案
- 甲第 72 号証の 3 裁判所法第 82 条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の処理要領
- 甲第 72 号証の 4 裁判所法第 82 条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理について
- 甲第 73 号証の 1 裁判所ホームページ掲載最高裁判所長官「新年のことば」
- 甲第 73 号証の 2 裁判所ホームページ掲載最高裁判所長官「憲法記念日を迎えるに当たって」
- 甲第 74 号証 意見書（1）
- 甲第 75 号証の 1 訴状
- 甲第 75 号証の 2 被告国答弁書（大阪地裁平成 28 年（ワ）第 [] 号）
- 甲第 76 号証 訴訟委任状（名古屋地裁平成 28 年（ワ）第 [] 号）
- 甲第 77 号証 移送申立書（同上）
- 甲第 78 号証 意見書（同上）
- 甲第 79 号証 意見書（同上）
- 甲第 80 号証 移送決定正本（名古屋地裁平成 28 年（モ）第 [] 号）
- 甲第 81 号証 民事一審訴訟事件記録（名古屋地裁平成 28 年（ワ）第 [] 号）
- 甲第 82 号証 訴えの変更申立書（大阪地裁平成 28 年（ワ）第 [] 号）
- 甲第 83 号証 判決正本（同上）
- 甲第 84 号証の 1 民事第一審訴訟事件記録（同上）
- 甲第 84 号証の 2 民事事件記録閲覧・謄写票

- 甲第 85 号証の 1 第 1 回口頭弁論調書（大阪地裁平成 28 年（ワ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 85 号証の 2 第 2 回口頭弁論調書（同上）
- 甲第 85 号証の 3 第 3 回口頭弁論調書（同上）
- 甲第 85 号証の 4 第 4 回口頭弁論調書（同上）
- 甲第 85 号証の 5 第 5 回口頭弁論調書（同上）
- 甲第 85 号証の 6 第 6 回口頭弁論調書（同上）
- 甲第 86 号証 控訴状
- 甲第 87 号証 控訴理由書（大阪高等裁判所平成 29 年（ネ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 88 号証 期日請書
- 甲第 89 号証 答弁書（被控訴人 [REDACTED]）
- 甲第 90 号証 判決正本（大阪高等裁判所平成 29 年（ネ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 91 号証 民事控訴事件記録（同上）
- 甲第 92 号証の 1 第 1 回口頭弁論調書（同上）
- 甲第 92 号証の 2 第 2 回口頭弁論調書（同上）
- 甲第 93 号証の 1 郵便送達報告書
- 甲第 93 号証の 2 郵便送達報告書
- 甲第 94 号証 上告受理申立書
- 甲第 95 号証 上告受理申立理由書
- 甲第 96 号証 調書決定正本（最高裁平成 30 年（受）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 97 号証 判決正本（大阪地裁）
- 甲第 98 号証の 1 弁護士懲戒手続の研究と実務 第三版（抄本）
- 甲第 98 号証の 2 条解弁護士法 第 4 版（抄本）
- 甲第 99 号証 大阪弁護士会懲戒処分告示
- 甲第 100 号証 平成 29 年弁護士懲戒事件議決例集 第 20 集（抄本）
- 甲第 101 号証の 1 兵庫県労働委員会委員名簿（第 39 期～第 44 期）
- 甲第 101 号証の 2 第 45 期兵庫県労働委員会委員一覧
- 甲第 102 号証 判決正本（大阪地裁）
- 甲第 103 号証 司法行政文書不開示通知書
- 甲第 104 号証 決定正本（最高裁平成 28 年（ク）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 105 号証の 1 債権者集会期日調書（神戸地裁平成 24 年（フ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 105 号証の 2 判決正本（大阪高等裁判所平成 27 年（ラ）第 [REDACTED] 号）
- 甲第 105 号証の 3 決定正本（最高裁平成 27 年（ク）第 [REDACTED] 号）

甲第 106 号証 破産事件記録
甲第 107 号証 質問予定事項記載書面
甲第 108 号証の 1 質問予定事項記載書面
甲第 108 号証の 2 [REDACTED] 弁護士・[REDACTED] 弁護士宛メール
甲第 109 号証の 1 質問予定事項記載書面
甲第 109 号証の 2 [REDACTED] 弁護士・[REDACTED] 弁護士宛メール
甲第 110 号証の 1 質問予定事項記載書面
甲第 110 号証の 2 [REDACTED] 弁護士・[REDACTED] 弁護士宛メール
甲第 111 号証の 1 質問予定事項記載書面
甲第 111 号証の 2 [REDACTED] 弁護士・[REDACTED] 弁護士宛メール
甲第 112 号証の 1 質問予定事項記載書面
甲第 112 号証の 2 [REDACTED] 弁護士・[REDACTED] 弁護士宛メール
甲第 113 号証の 1 質問予定事項記載書面
甲第 113 号証の 2 [REDACTED] 弁護士・[REDACTED] 弁護士宛メール
甲第 114 号証の 1 行政文書不開示決定通知書
甲第 114 号証の 2 行政文書不開示決定通知書
甲第 115 号証 国税不服審判所平成 22 年 12 月 16 日裁決
甲第 116 号証の 1 国税不服審判所平成 25 年 5 月 21 日裁決
甲第 116 号証の 2 東京地裁平成 26 年 8 月 28 日判決
甲第 116 号証の 3 東京高裁平成 27 年 2 月 5 日判決
甲第 117 号証 最高裁昭和 43 年 3 月 15 日判決
甲第 118 号証 陳述書 ([REDACTED] 氏)
甲第 119 号証 司法行政文書不開示通知書

2 対象弁護士

乙第 1 号証 判決正本 (神戸地方裁判所平成 26 年 6 月 17 日)
乙第 2 号証 判決正本 (大阪高等裁判所平成 26 年 12 月 5 日)
乙第 3 号証 調書決定正本 (最高裁判所平成 27 年 4 月 16 日)
乙第 4 号証 本人調書 ([REDACTED])

3 綱紀委員会

丙第 1 号証 懲戒請求者代理人弁護士からの事情聴取 (平成 30 年 7 月 4 日)
丙第 2 号証 対象弁護士及び同主任代理人弁護士からの事情聴取 (平成 30 年 8 月 2 日)

4 当委員会

丁第 1 号証 対象弁護士の審査期日における供述 (平成 31 年 1 月 17 日)
以上、書証番号は当委員会において付番したものである。

これは謄本である

平成31年3月28日

兵庫県弁護士会

会長 藤掛伸

